

再生資源回収運動について

1 再生資源回収運動の制度概要について

弘前市内の家庭から出される再生利用が可能な資源物（以下「再生資源」という。）を集団で回収する活動となります。会社やお店等の事業から出る再生資源は対象外となります。混入が発覚した場合、登録の取消し及び報償金の一部または全額を返還していただきますのでご注意ください。

1 団体登録

(1) 登録申請について

新たに再生資源回収運動を実施するには団体登録が必要です。活動を希望する30日前までに申請が必要となります。

提出が必須な書類

①様式第1号（弘前市再生資源回収運動団体登録申請書）

②様式第9号（口座振替依頼書）

<注意事項>

登録できる口座は団体名が入ったものに限り、また、法人の口座や法人の事業にぶら下がる団体の口座は登録できません。

例) 社会福祉法人〇〇 理事長 〇〇 〇〇、〇〇園 園長 〇〇 〇〇

③通帳の写し（表紙及び1枚目）

必要に応じて提出する書類

様式第5号（車両登録申請書） ※詳しくは「(3) 車両登録について」をご覧ください。

(2) 登録の条件

以下条件に合致する団体が再生資源回収運動に登録出来ます。

- ①法人格を有しない団体であること。ただし、認可地縁団体を除く。
- ②市内に住所を有すること。
- ③暴力団でないこと。
- ④登録団体の構成員が暴力団員に該当しないこと。

登録出来る団体の例

町会、PTA、〇〇クラブ（※）、〇〇委員会（※）

※法人の事業にぶら下がる場合は登録出来ません。

登録出来ない団体の例

(株) 〇〇、(有) 〇〇、(特非) 〇〇、(学) 〇〇、(福) 〇〇、(宗) 〇〇、(医) 法人、
〇〇園（※）、〇〇老人ホーム（※）

※法人の事業にぶら下がる場合は登録出来ません。

(3) 車両登録

車両（軽車両を除く。）への再生資源の積み込みを行う場合は、市に車両の事前登録が必要となります。使用される全ての車両を使用する前までに市へ様式第5号（車両登録申請書）をご提出ください。

(4) 登録団体団体情報の変更

登録団体情報や口座情報に変更が生じた場合は、速やかに市へ様式第3号（弘前市再生資源回収運動団体登録事項変更承認申請書）、様式第8号（委任状）、様式第9号（口座振替依頼書）のいずれかまたは全ての提出が必要となります。

提出が必要な書類
<u>＜団体情報に変更があった場合＞</u> 様式第3号（弘前市再生資源回収運動団体登録事項変更承認申請書）
<u>＜口座情報に変更があった場合＞</u> ①様式第9号（口座振替依頼書） ②通帳の写し（表紙及び1枚目）
<u>＜代理申請を依頼している場合で団体名、住所、代表者に変更があった場合＞</u> 様式第8号（委任状） ※委任状の内容については「4 報償金の申請」の「(2) 報償金の代理申請」をご覧ください。

(5) 団体登録の廃止

活動止める場合や団体の解散等によって、登録を廃止したい場合は以下の書類をご提出ください。なお、口座を解約される場合で、未請求・未受領の報償金がある際は、活動分の報償金の振込み後に口座の解約をお願いいたします。報償金の支払い前に口座を解約された場合は、報償金の支払いは出来ませんのでご注意ください。

提出が必要な書類
様式第4号（弘前市再生資源回収運動団体登録廃止申請書）

(6) 書類の提出先

提出先	住所
環境課	弘前市大字町田字筒井6番地2 弘前地区環境整備センター管理棟2F ※郵送される方はこちらのみです。
	弘前市大字上白銀町1番地1 前川新館2F
岩木総合支所民生課	弘前市大字賀田一丁目1番地1
相馬総合支所民生課	弘前市大字五所字野沢41番地1

2 再生資源回収運動回収業者一覧

希望する回収業者へは、登録団体から回収の依頼をしていただきます。

また、随時回収業者と「回収日」、「回収場所」、「回収再生資源または再生資源の持ち込み」について、協議を行い再生資源回収運動を実施していただきます。

回収業者名	住所	電話番号
(株) 青南商事 (代理申請○)	神田五丁目 4 番地 5	35-1490
(有) 小笠原紙業	土堂字早川 276 番地 5	36-2193
(株) 伸和産業 (代理申請○)	堅田一丁目 4 番地 2	35-5255
(株) 大同紙業 (代理申請○)	川先四丁目 10 番地 1	27-5425
(有) 平山商店 (代理申請○)	取上五丁目 16 番地 7	32-0704

3 回収品目

再生資源回収運動は、弘前市内の家庭から出される再生資源を対象としております。**個人事業(個人店舗、農業等)及び法人事業の再生資源を混入させないようにお願いします。**混入が発覚した場合、登録の取消し及び報償金の一部または全額を返還していただきます。

その他、家庭から出される再生資源で混入不可となる物は次のとおりです。

回収品目	混入不可物
古紙	セロハン紙、油紙、ろう引紙、ビニール等
アルミ缶	スチール缶
空きびん (リターナブルびん)	ワイン、ウイスキー、インスタントコーヒー、調味料のびん、白い一升びん、一升びん以外の酒びん
ペットボトル	ボトルキャップ
ビール箱 (プラスチック製)	プラスチック以外の箱 (木箱)

※古紙は紙ひもで縛ってください。

※アルミ缶、空きびん、ペットボトルは中をすすいでください。

4 報償金の申請

(1) 報償金の申請

再生資源回収運動を実施した後、報償金の申請する際は下記の書類を提出してください。

提出が必須な書類

- ①様式第 6 号 (弘前市再生資源回収運動推進報償金交付申請書)
- ②様式第 7 号 (再生資源集荷引取伝票)

(2) 報償金の代理申請

あらかじめ回収業者へ委任状を提出した場合は、回収業者が代理で報償金の申請を行うことができます。代理申請でも報償金は市から登録団体の口座へ直接振り込みます。

また、代理申請を依頼した場合、登録団体から市への書類提出は不要となり、**報償金の申請で市窓口への来庁や郵送する必要がございません。**

ただし、以下の場合は代理申請を利用することが出来ませんのでご注意ください。

代理申請が出来ない場合の例
①回収業者が代理申請に対応していない。 ※「2 再生資源回収運動回収業者一覧」をご覧ください。
②複数の回収業者と取り引きをしている。

(3) 書類の提出先

提出先	住所
環境課	弘前市大字町田字筒井6番地2 弘前地区環境整備センター管理棟2F ※郵送される方はこちらのみです。
	弘前市大字上白銀町1番地1 前川新館2F
岩木総合支所民生課	弘前市大字賀田一丁目1番地1
相馬総合支所民生課	弘前市大字五所字野沢41番地1

(4) 申請書類提出期限と口座振込予定日

実施期間	第1次提出期限	振込予定
4月～6月	7月10日まで	8月
7月～9月	10月10日まで	11月
10月～12月	1月10日まで	2月
1月～2月	3月10日まで	5月
3月	3月31日まで	5月
最終提出期限		
実施翌年度の4月10日		

※提出期限が土日祝日の場合は翌営業日が提出期限となります。

※最終提出期限を過ぎた分は報償金の交付が出来ませんのでご注意ください。

※登録団体情報や口座情報が変更を市に届出ないことにより、報償金を交付出来ない事案が発生しておりますので、変更が生じた場合は必ず市に届出してください。

※振込みをもって報償金交付の通知といたしますので、通帳を記帳してご確認ください。

5 回収業者の買取金額

回収業者によって買取金額が異なる場合がございますので、詳しくは回収業者までお問い合わせください。